

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

○秋田市財務規則の一部を改正する規則（第37号）…………… 2

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第207号）…………… 2
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第208号） …… 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第209号） …… 3
- 納税通知書の公示送達について（第210号） …… 3
- 納税通知書の公示送達について（第211号） …… 3
- 納税通知書の公示送達について（第212号） …… 4
- 出納員への委任について（第213号） …… 4
- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第214号） …… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第215号） …… 4
- 地域総合整備資金貸付金の平成21年度の貸付に係る償還金の徴収事務の委託について（第216号） …… 4
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第217号） …… 4
- 産業廃棄物処理施設設置許可申請について（第218号） …… 4
- 市議会臨時会の招集について（第219号） …… 5
- 自動車臨時運行許可番号標番号の無効について（第220号） …… 5
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第221号） …… 5
- 現金取扱員への再委任について（第222号） …… 5

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第13号）…………… 7

選 管 告 示

- 平成21年 8 月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙のポスター掲示場の設置場所について（第61号）…………… 7
- 平成21年 8 月17日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について（第62号） …… 7
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第63号）…………… 7
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第64号）…………… 7
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理

- すべき者について（第65号）…………… 7
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所について（第66号） ……10
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第67号）……………11
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第68号）……………11
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所について（第69号）……………16
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻について（第70号）……………18
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時について（第71号）……………18
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者について（第72号）……………18
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第73号）……………18
- 平成21年 8 月30日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、裁判官の氏名等の掲示場所を各投票所の入口又はその付近1箇所とすることについて（第74号）……………19
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第75号）……………19
- 平成21年 8 月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第76号）……………19
- 平成21年 9 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第77号）……………19

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第11号）……………19

監 査 委 告 示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第2号）……………19

上下水道局告示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第33号）
.....19
- 指定排水設備工事業者の指定について（第34号）.....20

公 告

- 一般競争入札の執行について.....20
- 御所野ニュータウン北第六地区土地区画整理事業の換地処分について.....20
- 長期間放置されていた自転車等の撤去および保管について...20
- 秋田県収用委員会から送付された裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について.....21
- 入札参加希望者の公募について.....21
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について.....22
- 開発行為に関する工事の完了について.....22
- 建築基準法による道路の指定について.....23
- 土地区画整理事業の終了の認可について.....23
- 農用地利用集積計画の策定について.....23

上下水道局公告

- 平成21年度受益者負担金の賦課対象区域について.....23
- 入札参加希望者の公募について.....23
- 入札参加希望者の公募について.....24
- 入札参加希望者の公募について.....25
- 入札参加希望者の公募について.....26
- 入札参加希望者の公募について.....27

規 則

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 8月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第109条第1項中「100分の5」の次に「（インターネット公有財産売却システム（インターネットを利用して市の公有財産および物品の売払いを行うシステムをいう。以下同じ。）による入札にあっては、予定価格の100分の10）」を加え、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(7) インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証

第109条第3項第6号中「前項第6号」の次に「又は第7号」を加える。

第128条第1項中「して、契約金額」の次に「（インターネット公有財産売却システムによる入札に係る契約にあっては、予定価格）」を加え、同条第3項中「前項第6号」を「前項第6号又は第7号」に、「又は」を「もしくは第7号又は」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、契約者が市に納付すべき売払代金があるときは、契約者の申出により契約保証金を当該売払代金に充当することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第207号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成21年 8月 3日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ハッピー秋田中央・ヘルパーステーション	秋田市八橋大畑二丁目1番2号	平成21年 2月28日
ケアふらん館ほっと・サポート	秋田市外旭川八柳三丁目10番6号	平成21年 5月8日
ふきむすめ居宅介護支援センター	秋田市仁井田字仲谷地282番地	平成21年 5月8日
中村歯科医院	秋田市大町四丁目3番14号	平成21年 5月8日
高尾温泉デイサービス赤とんぼ	秋田市雄和女米木高麓沢8番地	平成21年 5月11日
佐野薬局原の町店	秋田市保戸野原の町8番13号	平成21年 5月13日
小規模多機能型居宅介護事業所よつば	秋田市旭南二丁目3番17号	平成21年 5月13日
佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町10番6号	平成21年 5月13日
小規模多機能型居宅介護事業所ゆりかもめ	秋田市新屋南浜町3番16号	平成21年 5月14日
きらら居宅介護支援事業所	秋田市太平山谷字中山谷317番地1	平成21年 5月14日
ケアセンターきらら	秋田市太平山谷字中山谷317番地1	平成21年 5月14日
ショートステイあらや	秋田市新屋沖田町7番2号	平成21年 5月15日
居宅介護支援事業所ケアセンターあらや	秋田市新屋沖田町7番2号	平成21年 5月15日
御野場病院デイサービスセンター	秋田市御野場四丁目3番4号	平成21年 5月14日

やさしい手秋田 ポートセンター	秋田市將軍野東一丁目7番 30号	平成21年 5月8日
--------------------	---------------------	---------------

2 変更

名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
キングタクシー 株式会社	秋田市旭北錦 町3番46号	秋田市山王三 丁目1番17号 キングビル2 階	平成20年 5月26日
訪問看護ステー ションあきた	秋田市千秋久 保田町6番6 号	秋田市保戸野 千代田町16番 16号	平成20年 3月17日
秋田県看護協会 立居宅介護支援 事業所	秋田市千秋久 保田町6番6 号	秋田市保戸野 千代田町16番 16号	平成20年 3月17日
合同会社グレイ ス	秋田市広面字 小沼古川端431 番地	秋田市河辺諸 井字下諸井32 番地2	平成20年 10月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ハッピー秋田中央・ ヘルパー ステーション	秋田市八橋大畑二丁目1番 2号	平成20年 6月30日

秋田市告示第208号

平成21年7月28日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

平成21年8月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

なが た けん の すけ
永 田 賢 之 助
地域文化の研究に努め、優れた書籍『羽州秋田郡新城之荘
「中村風土記」』を監修・執筆し、郷土の歴史や文化を広く伝える
など本市文化の振興に貢献した。

さい と う 藤 る み こ
齋 藤 る み こ
美術工芸の分野で独自の技法の研さんに努め、優れた作品「海
の樹」を発表し、染織の持つ魅力を広く伝えるなど本市文化の振
興に貢献した。

秋田市告示第209号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年8月10日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

等放置規制区域 46台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年7月16日から平成21年7月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年8月24日から平成22年2月24日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第210号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年8月11日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市山王六丁目22番9号 ウエイド ヤクスリー

秋田市大町三丁目3番45号 本 間 弘 和

秋田市広面字昼寝41番地1 吉 田 達

秋田市山王中園町6番3号 小野寺 修

2 送達すべき書類の名称

平成21年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第211号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年8月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成21年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第212号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年8月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

東京都江東区亀戸五丁目27番24号 武藤 俊 一
東京都江東区亀戸五丁目27番24号 武藤俊一様方
武藤 司 郎

2 送達する書類

平成21年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員に委任したので、同項の規定により告示する。

平成21年8月17日

秋田市長 穂 積 志

会計管理者から出納員への委任

委任を受ける出納員	委 任 事 務
加賀谷 誠	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務および有価証券の出納保管に関する事務

秋田市告示第214号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年8月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成21年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第215号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年8月24日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

等放置規制区域 45台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 23台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年8月1日から平成21年8月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年9月7日から平成22年3月7日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第216号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、地域総合整備資金貸付金の平成21年度の貸付に係る償還金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年8月25日

秋田市長 穂 積 志

1 委託先 住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号

法 人 名 財団法人 地域総合整備財団

代表者名 理事長 嶋 津 昭

秋田市告示第217号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年8月25日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成21年度介護保険料納入通知書

平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第218号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があったので、同法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 8月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の名称および住所ならびに代表者名
名称 ユナイテッド計画株式会社
住所 秋田県潟上市昭和豊川槻木字槻13番地の1
代表者の氏名 代表取締役 平 野 久 貴
- 2 施設の設置場所
秋田県秋田市向浜一丁目1番42号
- 3 施設の種類の
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号汚泥の焼却施設、同条第5号廃油の焼却施設、同条第8号廃プラスチック類の焼却施設および同条第13号の2産業廃棄物の焼却施設
- 4 施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん
- 5 許可の申請年月日
平成21年 8月11日
- 6 産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境影響調査報告書の縦覧場所
秋田市寺内蛭根三丁目24番3号 秋田市環境部廃棄物対策課
- 7 縦覧の期間
平成21年 9月1日から平成21年 9月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間
午前 8時30分から午後 5時15分まで
- 9 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の翌日から2週間に限り、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 10 意見書に記載すべき事項（日本語により記載すること。）
(1) 意見書のあて名
(2) 意見書提出者の氏名、住所および電話番号
（法人の場合は、名称、代表者名および事務所又は事業所の住所）
(3) 意見の対象となる申請者名および施設の種類の
(4) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 11 意見書の提出期限
平成21年10月14日(水)

- 12 意見書の提出先
〒011-0904 秋田市寺内字蛭根85番地 4
秋田市環境部廃棄物対策課
持参の場合は、平日の午前 8時30分から午後 5時15分までとする。

秋田市告示第219号

平成21年 9月 2日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
平成21年 8月26日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 秋田市大森山動物園会計への繰入額を変更する件
- 2 平成21年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件
- 3 平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件

秋田市告示第220号

秋田市自動車臨時運行許可取扱規則（昭和29年規則第18号）第4条第3項の規定に基づき、次の自動車臨時運行許可番号標番号は無効とする。

平成21年 8月26日

秋田市長 穂 積 志

自動車臨時運行許可番号標番号	無効年月日	貸与年月日
秋田 74	平成21年 8月26日	平成21年 3月 3日

秋田市告示第221号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 8月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度および平成20年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年 8月31日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する出納員	委任を受ける現金取扱員	委 任 事 務
菊 地 輝 子	佐々木 さち子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊 地 輝 子	斎 藤 康 子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊 地 輝 子	上 田 由 美	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊 地 輝 子	佐 藤 美 枝 子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊 地 輝 子	黒 澤 美 江 子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務

菊地輝子	梶原敬子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	田中真奈美	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	保坂洋子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	阿部洋子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	三浦章子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	佐藤久恵	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	北島苑子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	菅原尚子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	大塚香	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	大友祐子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	須田洋子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	森川郁子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	高橋桜	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	佐藤良江	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	須田圭子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	佐藤雅子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	相原和子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	千葉明美	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	鈴木恵子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	芳賀千鶴子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	高橋正子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	八代美雪	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	今泉英恵	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	森元ひとみ	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	鈴木峰子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	小松圭	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	原田尚美	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	斉藤富子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	工藤康子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	鈴木ゆかり	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	畠山育子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	寺田恵美子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	渋谷晶子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	中山篤子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	加賀谷史子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	田村壮	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	渡邊志織	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	真坂貴子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	佐々木なおみ	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	加賀文代	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	渡辺弘子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	保坂清子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	土田純子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	佐々木久美子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	中村久美	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	奈良勢津子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	五十嵐洋子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	田口厚子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	堀井道子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	佐藤正子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	佐藤美智子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	岩田美帆	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	佐々木みどり	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地輝子	相澤久美子	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

平成21年 8月21日午後 3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成21年 8月17日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

選 管 告 示

秋市選管告示第61号

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成21年 8月 8 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽
(次のよう略)

秋市選管告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 2 項の規定に基づき、平成21年 8月17日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第 2 項の規定により告示する。

平成21年 8月14日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

- 1 期間 平成21年 8月18日
午前 8時30分から午後 5時まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局

秋市選管告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3分の 1 の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成21年 8月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

- 1 50分の 1 の数 5,365人
- 2 3分の 1 の数 89,410人

秋市選管告示第64号

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第 2 号）第62条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成21年 8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 期間 平成21年 8月18日
午後 5時30分

秋市選管告示第65号

平成21年 8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 2 項の規定において読み替えて準用する同法第37条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の 7 の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成21年 8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

平成21年 8月30日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 8月19日	投 票 管理者	秋田市手形田中13番 17号	谷 村 重 子
	職 務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹
平成21年 8月20日	投 票 管理者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
	職 務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹
平成21年 8月21日	投 票 管理者	秋田市新城中野字 街道端西89番地109	中 川 久美子
	職 務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹
平成21年 8月22日	投 票 管理者	秋田市旭南一丁目12 番 7 - 3 号	伊 藤 矩 子
	職 務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹
平成21年 8月23日	投 票 管理者	秋田市飯島緑丘12 番 1 号	小 野 尊 尚
	職 務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹
平成21年 8月24日	投 票 管理者	秋田市將軍野東二丁 目 6 番18号	伊 藤 幸三郎
	職 務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹
平成21年 8月25日	投 票 管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8 号	赤根谷 光 昭
	職 務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹
平成21年 8月26日	投 票 管理者	秋田市外旭川字野村 51番地 5	高 橋 キ ン
	職 務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹

平成21年 8月27日	投票 管理者	秋田市新屋元町21番 34号	三 川 則 子
	職務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹
平成21年 8月28日	投票 管理者	秋田市新屋勝平町 1 番47号	渡 辺 トモ子
	職務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹
平成21年 8月29日	投票 管理者	秋田市広面字野添78 番地 3	田 村 知 子
	職務 代理者	秋田市川尻御休町13 番22号	藤 坂 徹

平成21年 8月30日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 8月22日	投票 管理者	秋田市広面字野添78 番地 3	田 村 知 子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成21年 8月23日	投票 管理者	秋田市高陽青柳町15 番25号	根 田 貞 子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成21年 8月24日	投票 管理者	秋田市土崎港南三丁 目 9 番32号	佐 藤 信 利
	職務 代理者	秋田市河辺戸島字本 町220番地	佐々木 敏 昭
平成21年 8月25日	投票 管理者	秋田市桜ガ丘二丁目 5 番地12	北 村 敏 子
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
平成21年 8月26日	投票 管理者	秋田市八橋田五郎一 丁目 8 番10号	越後屋 恭 子
	職務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成21年 8月27日	投票 管理者	秋田市旭南一丁目12 番 7 - 3 号	伊 藤 矩 子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 8月28日	投票 管理者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
	職務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 8月29日	投票 管理者	秋田市手形田中13番 17号	谷 村 重 子
	職務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔

平成21年 8月30日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 8月22日	投票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小 林 信 子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成21年 8月23日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字榊表15番地13	川 上 光 子
	職務 代理者	秋田市河辺戸島本町 220番地	佐々木 敏 昭
平成21年 8月24日	投票 管理者	秋田市牛島東六丁目 7 番 3 号	福 岡 瑠 美 子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成21年 8月25日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地 1	石 塚 小 枝 子
	職務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成21年 8月26日	投票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成21年 8月27日	投票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 智 子
	職務 代理者	秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号	廣 田 和 則
平成21年 8月28日	投票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地 2	佐 藤 素 子
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成21年 8月29日	投票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字雷谷地39番地33	工 藤 ユウ子
	職務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則

平成21年 8月30日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

土崎支所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 8月22日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目 3 番39号	三 浦 誠 一
	職務 代理者	秋田市港北新町 3 番 3 号	船 木 透
平成21年 8月23日	投票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目 3 番39号	三 浦 誠 一
	職務 代理者	秋田市旭川清澄町 1 番17号	佐々木 淳 也
平成21年	投票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目 3 番39号	三 浦 誠 一

8月24日	職務 代理者	秋田市高陽青柳町3番26号	船 木 葉 子
平成21年 8月25日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二丁目3番39号	三 浦 誠 一
	職務 代理者	秋田市八橋本町三丁目2番6号	三 浦 悠
平成21年 8月26日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	吉 田 幸 雄
	職務 代理者	秋田市港北新町3番3号	船 木 透
平成21年 8月27日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	吉 田 幸 雄
	職務 代理者	秋田市旭川清澄町1番17号	佐々木 淳 也
平成21年 8月28日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	吉 田 幸 雄
	職務 代理者	秋田市高陽青柳町3番26号	船 木 葉 子
平成21年 8月29日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	吉 田 幸 雄
	職務 代理者	秋田市八橋本町三丁目2番6号	三 浦 悠

平成21年8月30日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

西部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 8月22日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市山王沼田町3番24号	齋 藤 一 洋
平成21年 8月23日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市旭南三丁目6番31-101号	中 川 裕 行
平成21年 8月24日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市新屋扇町3番6号	三 嶋 るり子
平成21年 8月25日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清
	職務 代理者	由利本荘市岩城勝手字新谷1番地6	近 野 厚 子
平成21年 8月26日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市仁井田本町一丁目12番23号	小 岩 淑 子
平成21年 8月27日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市新屋扇町3番6号	三 嶋 るり子
平成21年	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清

8月28日	職務 代理者	由利本荘市岩城勝手字新谷1番地6	近 野 厚 子
平成21年 8月29日	投 票 管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清
	職務 代理者	秋田市牛島南二丁目8番22号	安 藤 一 夫

平成21年8月30日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 8月22日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成21年 8月23日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地3	三 浦 昇
	職務 代理者	秋田市新屋豊町10番44-3号	仲 鉢 誠
平成21年 8月24日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式田82番地2	石 井 繁 男
	職務 代理者	秋田市濁川字堀尾田1番地155	杓 澤 五百子
平成21年 8月25日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高野字滝沢52番地2	藤 島 英 治
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成21年 8月26日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地3	三 浦 昇
	職務 代理者	秋田市濁川字堀尾田1番地155	杓 澤 五百子
平成21年 8月27日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成21年 8月28日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地1	熊 谷 文 雄
	職務 代理者	秋田市新屋豊町10番44-3号	仲 鉢 誠
平成21年 8月29日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高野字滝沢52番地2	藤 島 英 治
	職務 代理者	秋田市濁川字堀尾田1番地155	杓 澤 五百子

平成21年8月30日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加賀屋 和 男

8月22日	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 8月23日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字小 平岱9番地	佐々木 俊 一
	職務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 8月24日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地3	備 後 正 義
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 8月25日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
	職務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 8月26日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字二 階淵148番地	石 塚 一 太 郎
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 8月27日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地3	備 後 正 義
	職務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 8月28日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
	職務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下6番地	石 塚 稔
平成21年 8月29日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字二 階淵148番地	石 塚 一 太 郎
	職務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹

平成21年8月30日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 8月22日	投 票 管理者	秋田市雄和椿川字鹿 野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1番50号	佐 川 成 人
平成21年 8月23日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂143番地2	加 藤 志 美 雄
	職務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元 315番地3	佐 藤 三 歩
平成21年 8月24日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地4	金 千 代 司
	職務 代理者	秋田市將軍野南五丁 目3番13-6号	佐 藤 栄 保
平成21年 8月25日	投 票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田21番地	鎌 田 嘉 一
	職務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元 315番地3	佐 藤 三 歩
平成21年	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂84番地1	鈴 木 静 夫

8月26日	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1番50号	佐 川 成 人
平成21年 8月27日	投 票 管理者	秋田市雄和石田字前 田105番地1	伊 藤 隆 榮
	職務 代理者	秋田市將軍野南五丁 目3番13-6号	佐 藤 栄 保
平成21年 8月28日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地1	長谷部 久 夫
	職務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元 315番地3	佐 藤 三 歩
平成21年 8月29日	投 票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢1番地	石 井 房 雄
	職務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1番50号	佐 川 成 人

平成21年8月30日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 8月22日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地3	佐々木 稔
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子
平成21年 8月23日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地	工 藤 金 也
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 8月24日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 8月25日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子
平成21年 8月26日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 柳沢37番地	小野寺 良 光
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 8月27日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢56番地	工 藤 三 男
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子
平成21年 8月28日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開22番地	渡 部 金 一 郎
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地1	京 極 進
平成21年 8月29日	投 票 管理者	秋田市雄和繫字脇ノ 沢88番地	工 藤 忠 彦
	職務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地2	池 田 節 子

秋市選管告示第66号

平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁

判官国民審査における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成21年8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋 田 市 選挙管理委員会	秋田市山王一 丁目2番34号	平成21年8月19日から 平成21年8月29日まで
秋 田 駅 東西連絡自由通路	秋田市榎山字 長沼27番地3	平成21年8月22日から 平成21年8月29日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野 地蔵田一丁目 1番1号	平成21年8月22日から 平成21年8月29日まで
秋田市土崎支所	秋田市土崎港 西三丁目10番 25号	平成21年8月22日から 平成21年8月29日まで
秋田市西部市民 サービスセンター	秋田市新屋扇 町13番34号	平成21年8月22日から 平成21年8月29日まで
秋 田 市 河辺市民センター	秋田市河辺和 田字北条ヶ崎 38番地2	平成21年8月22日から 平成21年8月29日まで
秋 田 市 岩見三内連絡所	秋田市河辺三 内字外川原34 番地1	平成21年8月22日から 平成21年8月29日まで
秋 田 市 雄和市民センター	秋田市雄和妙 法字上大部48 番地1	平成21年8月22日から 平成21年8月29日まで
秋 田 市 大正寺連絡所	秋田市雄和新 波字樋口62番 地2	平成21年8月22日から 平成21年8月29日まで

秋市選管告示第67号

平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁

判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで (1時間30分繰下げ)
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで (1時間30分繰下げ)
秋 田 市 土 崎 支 所	午前8時30分から午後7時まで (1時間繰上げ)
秋 田 市 西 部 市 民 サービスセンター	午前8時30分から午後7時まで (1時間繰上げ)
秋田市河辺市民センター	午前8時30分から午後7時まで (1時間繰上げ)
秋田市雄和市民センター	午前8時30分から午後7時まで (1時間繰上げ)
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰上げ)
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰上げ)

秋市選管告示第68号

平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同施行令第25条の規定により告示する。

平成21年8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (八橋地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強
	職務代理者	秋田市八橋鯉沼町3番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 (保 戸 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 (秋 田 北 高 等 学 校)	投票管理者	秋田市飯島松根東町4番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 (八 橋 小 学 校)	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤 川 孝 則
	職務代理者	秋田市八橋三和町4番24号	菅 井 洋 紀
秋 田 市 第 5 投 票 区 (旭北地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町五丁目5番2号	大 井 晋
	職務代理者	秋田市保戸野すわ町9番38号	島 田 好 雅
秋 田 市 第 6 投 票 区 (旭 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市大町二丁目6番6号	黒 澤 光 伸
	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南 波 正 志
秋 田 市 第 7 投 票 区 (川 尻 小 学 校)	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市茨島六丁目5番36号	池 端 強 志

秋田市第8投票区 (のびのび幼稚園)	投票管理者	秋田市八橋イサノ一丁目15番20号	加賀谷 睦 知
	職務代理者	秋田市寺内大小路3番13号	前 田 秀 樹
秋田市第9投票区 (南部公民館)	投票管理者	秋田市牛島東七丁目3番12号	清 水 川 七 五 三
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋田市第10投票区 (牛島児童館)	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐 藤 修
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋田市第11投票区 (秋田南中学校)	投票管理者	秋田市橋山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市新屋表町10番10号	大 門 哲
秋田市第12投票区 (楢山地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	潟上市天王字長沼144番地6	鈴 木 忍
秋田市第13投票区 (東小学校)	投票管理者	秋田市東通五丁目4番32号	千 葉 克 己
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地2	松 前 克 美
秋田市第14投票区 (中通小学校)	投票管理者	秋田市中通五丁目9番20-905号	今 野 昇
	職務代理者	秋田市橋山本町10番41号	永 田 誠 一
秋田市第16投票区 (秋田東中学校)	投票管理者	秋田市下北手松崎字礎り6番地6	渡 邊 光 雄
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地3	佐々木 廣 次
秋田市第17投票区 (広面児童館)	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目6番地8	伊 藤 樹 悦
秋田市第18投票区 (旭川小学校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加 藤 育 広
秋田市第19投票区 (泉公民館)	投票管理者	秋田市旭川南町16番10号	佐 藤 義 敏
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目5番91号	細 川 公 一
秋田市第20投票区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市保戸野八丁7番15号	佐 藤 夙
	職務代理者	秋田市濁川字口ノ田47番地1	船 木 義 則
秋田市第21投票区 (杉の木園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋田市第22投票区 (太平八田公民館)	投票管理者	秋田市太平八田字八田103番地	鎌 田 順 滋
	職務代理者	秋田市新屋松美町19番7号	相 原 和 人
秋田市第23投票区 (太平地域センター)	投票管理者	秋田市太平目長崎字上日長崎230番地	須 藤 兼 義
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二 木 文 隆
秋田市第24投票区 (太平中学校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形53番地	工 藤 繁 一
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋田市第25投票区 (太平館越町内会館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字稲荷44番地	加 藤 忠 輔
	職務代理者	秋田市太平黒沢字稲荷77番地3	加 藤 幸 人
秋田市第26投票区 (山谷小学校)	投票管理者	秋田市太平山谷字地主46番地	鈴 木 一右エ門
	職務代理者	秋田市新屋天秤野6番31号	佐々木 修
秋田市第27投票区 (こまどり幼稚園)	投票管理者	秋田市大住三丁目6番12号	吉 川 英 次
	職務代理者	秋田市広面字大巻41番地2	高 橋 尚 夫
秋田市第28投票区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木 俊 一
秋田市第29投票区 (下北手宝川公民館)	投票管理者	秋田市下北手柳館字和田19番地1	玉 井 春 悦
	職務代理者	秋田市下北手宝川字西ヶ沢21番地	川 村 隆 一
秋田市第30投票区 (上北手地域センター)	投票管理者	秋田市上北手猿田字後谷地110番地	熊 谷 勝
	職務代理者	秋田市東通観音前4番30号	黒 崎 博 正
秋田市第31投票区 (上北手大戸公民館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後 藤 誠 義
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4	須 田 浩 明
秋田市第32投票区 (上北手古野公民館)	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地2	今 野 芳 夫
秋田市第33投票区 (秋田県農業協同組合教育研修所)	投票管理者	秋田市仁井田小中島2番7号	酒 井 洋 吾
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番2号	佐々木 毅
秋田市第34投票区 (仁井田小学校)	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目8番77号	上 村 隆 策
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今 野 三 悦
秋田市第35投票区 (四ツ小屋駅前公民館)	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地6	岡 俊 彦
	職務代理者	秋田市牛島西二丁目15番9号	武 田 文 人

秋田市第36投票区 (四ツ小屋幼稚園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字笹場9番地	伊藤 一 榮
	職務代理人	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
秋田市第37投票区 (勝平児童館)	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町9番6号	菅原 由 春
	職務代理人	秋田市飯島道東二丁目1番15号	渡邊 宏 樹
秋田市第38投票区 (県立栗田養護学校)	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地1番地7	高橋 明 道
	職務代理人	秋田市大町五丁目6番12号	神田 清 武
秋田市第39投票区 (秋田西中学校)	投票管理者	秋田市新屋日吉町1番9号	高野 ト ヨ
	職務代理人	秋田市新屋田尻沢西町2番10号	鈴木 直
秋田市第40投票区 (西部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高橋 清
	職務代理人	秋田市豊岩石田坂字礎106番地1	佐藤 喜代隆
秋田市第41投票区 (浜田内浜田会館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理人	秋田市新屋栗田町17番31号	佐々木 康 雄
秋田市第42投票区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相場 義 信
	職務代理人	秋田市榑山金照町6番25-4号	赤上 智
秋田市第43投票区 (豊岩石田坂公民館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字礎1番地3	安田 欽 一
	職務代理人	秋田市豊岩豊巻字大日沢33番地	小笠原 利 美
秋田市第44投票区 (豊岩地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴木 時 雄
	職務代理人	秋田市新屋松美ガ丘北町10番2号	田口 清 昭
秋田市第45投票区 (豊岩小山公民館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐賀 定
	職務代理人	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池田 藤 彦
秋田市第46投票区 (下浜桂根公民館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地7	佐藤 洋 一
	職務代理人	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊藤 弘
秋田市第47投票区 (下浜長浜公民館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊藤 正 弘
	職務代理人	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊藤 直 樹
秋田市第48投票区 (下浜羽川公民館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 計 悦
	職務代理人	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大友 徹
秋田市第49投票区 (下浜名ヶ沢公民館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須田 紀 男
	職務代理人	秋田市桜一丁目16番23号	須田 志美男
秋田市第50投票区 (旧)八田小学校)	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細部 芳 雄
	職務代理人	秋田市下浜羽川字水垂92番地7	佐藤 誠 晃
秋田市第51投票区 (土崎支所)	投票管理者	秋田市新屋扇町9番56-2号	佐々木 聡
	職務代理人	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆 莉 博
秋田市第52投票区 (土崎小学校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中島 修
	職務代理人	秋田市外旭川字三千刈21番地4	保坂 源 栄
秋田市第53投票区 (港北小学校)	投票管理者	秋田市泉北三丁目5番15-405号	佐藤 憲 彦
	職務代理人	秋田市外旭川字神田791番地5	越後谷 優
秋田市第54投票区 (県立聾学校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目1番4号	浅野 勲
	職務代理人	秋田市土崎港北四丁目5番59号	須磨 良 之
秋田市第55投票区 (土崎南小学校)	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目11番20号	加賀谷 敏 春
	職務代理人	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇佐美 喜 志
秋田市第56投票区 (將軍野中学校)	投票管理者	秋田市將軍野南一丁目2番3号	鎌田 金 光
	職務代理人	秋田市將軍野南五丁目2番12号	鎌田 尚
秋田市第57投票区 (寺内小学校)	投票管理者	秋田市寺内見桜一丁目5番19号	古井 金 壽
	職務代理人	秋田市添川字境内川原41番地7	青木 健 一
秋田市第58投票区 (外旭川小学校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野 銀 逸
	職務代理人	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐藤 博 幸
秋田市第59投票区 (將軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目5番7号	佐藤 久
	職務代理人	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地2	佐藤 重 徳
秋田市第60投票区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市將軍野青山町3番39号	小野 勲 夫
	職務代理人	秋田市外旭川字神田321番地	小野 義 郎
秋田市第61投票区 (笹岡公民館)	投票管理者	秋田市外旭川字水口49番地7	亀 沢 秀
	職務代理人	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中村 文 清
秋田市第62投票区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市飯島松根西町9番50号	千 浦 久 義
	職務代理人	秋田市土崎港北六丁目2番16-6号	佐藤 徳 司

秋 田 市 第 63 投 票 区 (飯 島 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川23番地	保 坂 德 勝
	職務代理人	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中 島 誠
秋 田 市 第 64 投 票 区 (北 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市下新城中野字屋越2番地	小 坂 由 太 郎
	職務代理人	秋田市金足大清水字大清水台113番地4	安 田 忠 市
秋 田 市 第 65 投 票 区 (下新城地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城長岡字長岡25番地	安 田 巖
	職務代理人	秋田市上新城中字片野32番地1	永 田 博
秋 田 市 第 66 投 票 区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字槻ノ木43番地	佐 藤 要
	職務代理人	秋田市外旭川字大谷地16番地9	佐 藤 貞 裕
秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城中字堂ノ前150番地1	石 井 武 雄
	職務代理人	秋田市東通一丁目8番28号	佐 川 誠 樹
秋 田 市 第 68 投 票 区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 淵 道 雄
	職務代理人	秋田市上新城保多野字家合83番地	三 浦 吉 壽
秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字寄合田1番地1	佐 藤 久 一
	職務代理人	秋田市上新城道川字脇ノ沢21番地2	白 岩 実
秋 田 市 第 70 投 票 区 (金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足小泉字潟向7番地19	奈 良 生 八
	職務代理人	秋田市飯島鼠田三丁目8番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 (金足西小学校)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水 澤 勤
	職務代理人	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正 右 衛 門
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	斉 藤 忠 一
	職務代理人	秋田市金足浦山字浦山1番地	伊 藤 吉 治
秋 田 市 第 73 投 票 区 (金足東児童室)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理人	秋田市土崎港相楽町字中谷地9番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市泉三嶽根7番17号	石 塚 嗣 己
	職務代理人	秋田市広面字屋敷田7番地2	石 川 宏 樹
秋 田 市 第 75 投 票 区 (泉 中 学 校)	投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号	村 上 實 代
	職務代理人	秋田市外旭川字山崎3番地1	清 水 幸 代
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市新屋大川町12番23号	成 田 忠 三
	職務代理人	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊 藤 武 士 次
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南浜地域活動支援センター)	投票管理者	秋田市千秋明徳町4番51号	秋 山 修 次
	職務代理人	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理人	秋田市八橋本町三丁目3番13号	山 田 裕 之
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島西二丁目6番18号	高 橋 征 一
	職務代理人	秋田市御野場新町二丁目20番5号	井 上 正 敏
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神 谷 薫
	職務代理人	秋田市御野場六丁目3番12号	植 村 和 夫
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金足岩瀬公民館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字後田37番地	小 野 金 孝
	職務代理人	南秋田郡井川町今戸字狐川2番地	浅 野 和 幸
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金足黒川公民館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理人	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初
秋 田 市 第 83 投 票 区 (城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市横森三丁目6番22号	齊 藤 幹 英
	職務代理人	秋田市蛇野18番地2	貝 沼 茂
秋 田 市 第 84 投 票 区 (桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福 士 啓 三
	職務代理人	秋田市土崎港東二丁目2番17号	桜 庭 静 男
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市卸町四丁目5番10号	畠 也 志 史
	職務代理人	秋田市土崎港中央三丁目5番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区 (御 所 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目2番8号	矢 田 部 幸 三
	職務代理人	秋田市仁井田本町六丁目1番22号	古 谷 大 助
秋 田 市 第 87 投 票 区 (飯 島 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石 塚 實
	職務代理人	秋田市飯島飯田一丁目3番55号	保 坂 重 巳
秋 田 市 第 88 投 票 区 (御 野 場 中 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地6	佐 藤 寛 次
	職務代理人	秋田市仁井田新田三丁目1番2号	池 田 伸 次
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウエルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目6番8号	工 藤 喜 根 男
	職務代理人	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智

秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養前田面51番地	佐 藤 重 雄
	職務代理人	秋田市河辺岩見字東76番地	石 塚 正 久
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱7番地128	小 林 孝 徳
	職務代理人	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石 塚 三 和
秋 田 市 第 92 投 票 区 (河 辺 岩 見 三 内 地 区 コ ミ ュ ニ ティ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加 賀 屋 和 男
	職務代理人	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 淵 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字砂子淵153番地	佐 藤 仁 太 郎
	職務代理人	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石 塚 稔
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱 森 生 活 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理人	秋田市河辺三内字三内段74番地1	佐 藤 憲 一
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地1	高 橋 義 見
	職務代理人	秋田市河辺三内字田尻下野田28番地1	田 口 勝 廣
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐 々 木 豊 志
	職務代理人	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊 藤 秋 夫
	職務代理人	秋田市河辺和田字上中野182番地2	須 田 俊 夫
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地2	境 屋 弘 光
	職務代理人	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 金 雄
	職務代理人	秋田市河辺和田字坂本北325番地	熊 谷 直 正
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石 井 稔
	職務代理人	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐 々 木 聡
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田面54番地1	熊 谷 文 雄
	職務代理人	秋田市河辺和田字下夕川原12番地3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒 沼 多 目 的 共 同 利 用 施 設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地2	藤 島 英 治
	職務代理人	秋田市河辺松測字松測3番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 103 投 票 区 (河 辺 戸 島 ふ る さ と セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地3	三 浦 昇
	職務代理人	秋田市河辺戸島字川苗代22番地	佐 々 木 秀 則
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾 形 秀 金
	職務代理人	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄 和 基 幹 集 落 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地3	佐 々 木 稔
	職務代理人	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加 藤 秀 尚
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神 ケ 村 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和神ケ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理人	秋田市雄和神ケ村字稗鳥100番地	伊 藤 勉
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱 ケ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢35番地	片 桐 登 司 夫
	職務代理人	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢39番地1	京 極 進
秋 田 市 第 108 投 票 区 (中 ノ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字土場30番地	工 藤 金 也
	職務代理人	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢37番地	佐 々 木 俊 郎
秋 田 市 第 109 投 票 区 (雄 和 左 手 子 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉 藤 俊 一
	職務代理人	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
秋 田 市 第 110 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	鈴 木 静 夫
	職務代理人	秋田市雄和平沢字田中35番地1	秋 山 勝
秋 田 市 第 111 投 票 区 (平 尾 鳥 会 館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒 井 善 重 郎
	職務代理人	秋田市御野場五丁目13番1号	鈴 木 力 雄
秋 田 市 第 112 投 票 区 (女 米 木 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石 井 房 雄
	職務代理人	秋田市雄和碓田字中村6番地	鎌 田 久
秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸 賀 沢 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐 々 木 一 範
	職務代理人	秋田市雄和相川字銅屋310番地1	渡 辺 和 文
秋 田 市 第 114 投 票 区 (相 川 コ ミ ュ ニ ティ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千 代 司
	職務代理人	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
秋 田 市 第 115 投 票 区 (高 野 生 活 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長 谷 部 久 夫
	職務代理人	秋田市雄和相川字高野204番地2	今 川 清 宣
秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄 和 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和石田字前田105番地1	伊 藤 隆 榮
	職務代理人	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐 藤 久 一

秋田市第117投票区 (長者やま荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐藤盛徳
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢51番地	池田實
秋田市第118投票区 (安養寺児童館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字安養寺67番地2	佐藤助久
	職務代理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐藤善衛
秋田市第119投票区 (本田自治会館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石井重一
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開8番地2	鈴木功
秋田市第120投票区 (芝野自治会館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台37番地	佐藤忠清
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字中台65番地1	丸山春男
秋田市第121投票区 (下黒瀬自治会館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐藤常雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地1	菊地義壽

秋市選管告示第69号

平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成21年8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

投票所一覧表

投票区	投票所名	住所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目1番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目4番5号
10	秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	秋田市檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1番9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号

17	秋田市広面児童館	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の5
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
28	秋田市下北手地域センター	下北手柳館字前田133番地の1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	秋田市上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地2
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地の3
37	秋田市勝平児童館	新屋松美町6番1号

38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号	65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地 4
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号	66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号	67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の5
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の7	68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地 6	69	上新城小又公民館	上新城小又字落合 7 番地
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地の1	70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の4
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地 1	71	秋田市立金足西小学校	金足清水字大清水台 1 番地
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田 4 番地の1	72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地	73	金足東児童室	金足片田字待入109番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地	74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地の3
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地	75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目 6 番 1 号
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地	76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
50	(旧) 秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地	77	南浜地域活動支援センター	新屋南浜町 7 番10号
51	秋田市土崎支所	土崎港西三丁目10番25号	78	秋田市役所	山王一丁目 1 番 1 号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目 1 番78号	79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目 6 番 1 号	80	秋田市南地区コミュニティセンター	御野場一丁目 5 番 1 号
54	秋田県立ろう学校	土崎港北二丁目17番70号	81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の2
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目 6 番39号	82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番 1 号	83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
57	秋田市立寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番 1 号	84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番 1 号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地 2	85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
59	秋田市将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目 8 番 8 号	86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目 1 番 1 号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越 8 番	87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目 1 番 2 号
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地	88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町 5 番22号	89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目 2 番 1 号	90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
64	秋田市北部公民館	下新城中字字前谷地263番地	91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地 1

92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地 1
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地 1
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地 3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山玉堂40番地 3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地 1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地

119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

秋市選管告示第70号

平成21年 8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 投票区
秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻
午後7時

秋市選管告示第71号

平成21年 8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成21年 8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時 平成21年 8月30日
午後9時15分

秋市選管告示第72号

平成21年 8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成21年 8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 開票管理者
秋田市栢山石塚町4番15号 金 持 異
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市泉南二丁目3番15号 安 井 貞 三

秋市選管告示第73号

平成21年 8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成21年 8月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成21年8月27日
午後5時30分

秋市選管告示第74号

平成21年8月30日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第20条の規定により行う裁判官の氏名等の掲示場所を、各投票所の入口又はその付近1箇所とすることと定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程（平成2年秋選管告示第10号）第2条第2項の規定により告示する。

平成21年8月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

秋市選管告示第75号

平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成21年8月20日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

第6投票区（秋田市立旭南小学校）

新 秋田市新屋大川町25番3号 児 玉 優
旧 秋田市横森五丁目22番12号 南 波 正 志

秋市選管告示第76号

平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成21年8月27日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

第77投票区（南浜地域活動支援センター）

新 秋田市新屋寿町7番40号 鈴 木 久
旧 秋田市高陽青柳町16番38号 堀 正 悦

秋市選管告示第77号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成21年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成21年8月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

- 1 期間 平成21年9月3日から
平成21年9月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示**秋田市農委告示第11号**

平成21年8月17日午後2時秋田市河辺市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年8月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案 件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（7件）
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 4 農用地利用集積計画（平成21年度第5号）に関する件（1件）
- 5 農政専門委員の選任に関する件（1件）

監 査 委 告 示**秋田市監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成21年8月3日

秋田市監査委員 佐 藤 憲 之 助
秋田市監査委員 高 井 宏 司
秋田市監査委員 佐 原 孝 夫
秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
東京都荒川区荒川一丁目35番1-1406号
木 下 哲
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成21年8月19日から平成22年3月31日まで

上 下 水 道 局 告 示**秋田市上下水道局告示第33号**

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成21年8月5日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成21年8月20日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称

- 別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間
平成21年8月6日から平成21年8月19日まで（土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時30分まで）

秋田市上下水道局告示第34号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成21年8月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 成 田 設 備 工 業	成 田 一 仁	横手市大森町十日町字藤田 123番地

2 指定期間

平成21年8月12日から平成24年8月11日まで

公 告

秋田市公告

旧秋田市役所職員保養所たつこ荘の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成21年8月3日

秋田市長 穂 積 志

1 公売物件の表示

- (1) 所 在 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2-111
- (2) 土地の地目 山林
- (3) 建物の構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建て
- (4) 面 積 土地1,723.56㎡、建物1,136.39㎡
- (5) 予 定 価 格 （最低落札価格）3,682,256円（消費税含む。）
- (6) そ の 他 備品一式含む。

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場 所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
- (2) 入 札 平成21年9月2日(水) 午前10時
（入札申込み受付は午前9時から午前9時55分まで）
- (3) 開 札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部人事課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込み受付時間内に納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

8 公売物件の案内日時および場所

- (1) 日 時 平成21年8月27日(木) 午後1時
- (2) 集合場所 現地

9 予定価格

秋田市財務規則（平成9年規則第37号）第111条第1項に規定する予定価格については、「普通財産等の売払い契約に係る入札執行前の予定価格の公表について」により公表する。

10 その他

敷地の一部（68.90㎡）が生保内財産区からの借地となっているため、落札した場合は借地の手続をすること。

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、御所野ニュータウン北第六地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成21年8月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成21年8月6日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数（129台）
 - 追分駅前自転車等駐車場 35台
 - 上飯島駅自転車等駐車場 7台
 - 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 33台
 - 土崎駅前自転車等駐車場 8台
 - 土崎図書館前自転車等駐車場 13台
 - 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 2台
 - 下浜駅前自転車等駐車場 1台
 - 新屋駅前西自転車等駐車場 16台
 - 牛島駅西自転車等駐車場 10台
 - 牛島駅東自転車等駐車場 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年7月30日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年8月20日から平成22年2月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車

等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話 866-2035

秋田市公告

土地収用法（以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定に基づき、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成21年 8月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 秋田都市計画道路事業3・4・14号川尻広面線
- 3 裁決申請年月日 平成21年 7月 6日
- 4 収用しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田市大町五丁目	295番1	宅地

- 5 縦覧場所 秋田市建設部建設総務課
- 6 縦覧期間 公告の日から平成21年 8月27日まで

秋田市公告

秋田市立の文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第4号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成21年 8月13日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- (1) 入 札 名 「みるかネット・イベント通信」第4号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第4号
- (3) 予定価格（税抜き）※最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
 - エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の6分の1と

し、掲載紙面は「みるかネット・イベント通信」第4号（A4版・三つ折り、紙質：マットコート90kg）のカラー面中央三つ折り下部とする。

- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 30,000部
- (4) 配付対象 文化施設来館者、市内小中学校、図書館、公民館等
- (5) 広告掲載期間 平成21年10月から平成22年3月まで
- (6) 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。

イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年 9月 7日(月) 午前11時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。
- (4) 契 約 日 平成21年 9月14日(月)（予定）
- (5) 契約金額（広告料）の支払
広告料は、平成21年 9月18日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成21年 8月28日(金)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加申込書（様式1）
 - イ 営業経歴書（様式2）
 - ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
 - エ 納税証明書 ※写し可
 - (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可
 - オ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年8月17日(月)から平成21年8月28日(金)までの平日午前9時から午後5時まで(土曜日および日曜日は受け付けないので、注意すること。)

イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年8月31日(月)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会文化振興室振興担当
電話 018-866-2246

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年8月14日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに代表者の氏名

ア 株式会社タカヤナギ
代表取締役 高柳 恭侑
秋田県大仙市川目字町東33番地

イ 有限会社三昭
代表取締役 鎗目 昭典
秋田県秋田市川尻上野町6番21号

ウ 株式会社サークルKサンクス
代表取締役 中村 元彦
愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名称 サンフェスタショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市外旭川字小谷地25番地外

(3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
変更前

氏名	代表者	住所
株式会社 タカヤナギ	代表取締役 高柳 恭侑	秋田県大仙市川目字町東33番地
株式会社 しまむら	代表取締役社長 野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
有限会社 三昭	代表取締役 鎗目 昭典	秋田県秋田市川尻上野町6番21号
株式会社 セリア	代表取締役社長 河合 宏光	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地
株式会社サークルKサンクス	代表取締役 中村 元彦	愛知県稲沢市天池五反田町1番地

変更後

氏名	代表者	住所
株式会社 タカヤナギ	代表取締役 高柳 恭侑	秋田県大仙市川目字町東33番地
株式会社 しまむら	代表取締役社長 野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
株式会社 メガネの平川	代表取締役 平川 英男	秋田県秋田市仁井田栄町2番36号
株式会社 葉王堂	代表取締役 西郷 辰弘	岩手県紫波郡矢幅町大字広宮沢第3地割242番地1
株式会社 セリア	代表取締役社長 河合 宏光	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地
株式会社サークルKサンクス	代表取締役 中村 元彦	愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(4) 変更年月日

平成21年7月24日

(5) 変更理由

飲食テナント等退店に伴うテナント入替えのため

2 届出年月日 平成21年7月28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成21年8月14日から平成21年12月14日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成21年6月2日付け秋田市指令第3479号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年8月17日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市八橋三和町16番12号

田五郎A P 2-1 B

佐藤 匡史

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市飯島字大袋77番4

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成21年 8月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市八橋本町三丁目18番33号
株式会社むつみワールド
代表取締役 佐々木 克 巳
- 2 道路位置指定箇所
秋田市八橋本町四丁目73番 5
- 3 道路幅員 5.00～5.01メートル
- 4 道路延長 30.59メートル
- 5 指定年月日および番号
平成21年 8月17日 第 2号

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年 8月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン北第四地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市上北手猿田字堤ノ沢、字仲谷地、字寺ノ沢の各一部
秋田市上北手古野字台の各一部
- 3 施行認可の年月日
平成19年 9月 5日
- 4 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男
上記代理人 秋田都市開発事務所長 藤 原 洋
秋田市御所野地蔵田一丁目1番 4

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第20号 配水管・水道橋電気防食装置設置修理	川尻町字大川反地 内他	平成21年11月30日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市財政部契約課に電気工事で登録されていること。 ② 電気防食工事の施工実績があること。 ③ 社団法人日本防錆技術協会認定の「防錆管理士」（施設防食料）の資格者を配置できること。 （基本的要件については別に記載）

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない

5 事業施行期間

平成19年 9月 5日から平成22年 3月31日まで

6 終了認可の年月日

平成21年 8月18日

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成21年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成21年 8月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成21年 8月26日から同年 9月15日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時30分まで

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成21年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年 8月 7日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

外旭川字八幡田の一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年 8月 7日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成21年8月25日(火) 午前11時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室(庁舎 北側)
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年8月27日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年8月19日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
イ 施工実績調査書(別記様式2(省略))(契約書の写しと施工内容が客観的に分かる資料を添付)
ウ 配置予定技術者の資格証の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第117号 手形山送水管継手部等掘削調査委託	仁井田福島二丁目 地内ほか	平成21年10月30日	一般土木工事C2級 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
- ア 前項の入札参加要件で、「一般土木工事C2級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般土木工事C2級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間
平成21年8月7日(金)から平成21年8月19日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年8月21日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年8月7日(金)から平成21年8月24日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年8月7日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- こと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年8月25日(火) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館

二階 会議室（庁舎 北側）
 入札保証金 免除
 契 約 日 平成21年 8月27日(木)
 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
 ること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
 た金額に当該金額の100分の5に相当する額
 を加算した金額（当該金額に1円未満の端数
 があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
 を落札価格とするので、消費税および地方消
 費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
 ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
 相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
 札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人
 以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
 定する。

3 入札参加申込みに関する事項
 (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 8月19日(木)までに、
 次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入
 札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 イ 配置予定技術者の資格証の写し
 (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
 受け付けない。
 (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間
 平成21年 8月 7日(金)から平成21年 8月19日(木)までの土曜
 日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

1 入札に付する事項
 (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第22号 松潤浄水場ろ過機および制 御盤修繕	秋田市上下水道局 松潤浄水場（秋田 市河辺松潤字大土 手下地内）	平成22年 2月26日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内の浄水場における水処理設備の施工又は修繕 の元請実績があること。 （基本的要件については別に記載）

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
 ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあ
 るのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契
 約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契
 約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者
 をいう。
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で
 あること。
 ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ
 ると認められる者でないこと。
 エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

イ 受付場所
 秋田市上下水道局総務課管財係
 ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上
 下水道局）から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
 4 指名に関する事項
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
 指名通知するものとする。
 (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない
 場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知
 する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年 8月21
 日(金)に通知する。
 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
 (1) 閲覧期間は、平成21年 8月 7日(金)から平成21年 8月24日(月)
 までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4
 時までとする。
 (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲
 載
 6 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告
 次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成21年 8月21日
 秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない
 こと。
 カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を管理技術者又
 は主任技術者として本業務に配置できること。
 2 入札に関する事項
 入札の日時 平成21年 9月 8日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
 秋田市上下水道局 別館
 二階 会議室（庁舎 北側）
 入札保証金 免除
 契 約 日 平成21年 9月10日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
ること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
た金額に当該金額の100分の5に相当する額
を加算した金額（当該金額に1円未満の端数
があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
を落札価格とするので、消費税および地方消
費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人上
にあるときは、直ちにくじにより落札者を決
定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年9月1日(火)までに、
次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入
札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））
（資格者証の写しを添付）
(2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
受け付けない。
(3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間
平成21年8月21日(金)から平成21年9月1日(火)までの土曜
日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第25号 余剰汚泥供給ポン プ修繕 (No.2)	秋田市八橋本町 六丁目12番15号 (八橋下水道終 末処理場)	平成22年1月29日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市財政部契約課に機械器具設置工事で登録されていること。 ② 下水道処理施設におけるモノポンプの修繕実績があること（元 請・下請は問わない。）。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で
あること。
イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない
こと。
エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ
ると認められる者でないこと。
オ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者と
して本業務に配置できること。
カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続

- 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
4 指名に関する事項
(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
指名通知するものとする。
(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない
場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知
する。
(3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年9月4
日(金)に通知する。
5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
(1) 閲覧期間は、平成21年8月21日(金)から平成21年9月7日(月)
までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4
時までとする。
(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲
載
6 その他
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
なお、本件は、平成21年7月24日に公告した案件（修繕第16号）
の、入札参加要件の一部を変更し、再公告するものである。
平成21年8月21日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に
基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続
開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
2 入札に関する事項
入札の日時 平成21年9月8日(火) 午前10時30分
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 北側）
入札保証金 免除
契 約 日 平成21年9月10日(木)
注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程

および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年9月1日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
 - ウ 配置予定技術者の資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間

平成21年8月21日(金)から平成21年9月1日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第119号 秋田市公共下水道事業全体計画見直し業務委託	市内一円	平成22年2月26日	次の①から③までの要件をすべて満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③ 公共下水道の管渠設計および公共下水道の事業計画認可業務の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続

- 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年9月4日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成21年8月21日(金)から平成21年9月7日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年8月28日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- オ 技術士（上下水道部門、選択科目は下水道分野）の資格を有する者を管理技術者および照査技術者として、それぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年9月15日(火) 午前10時
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 北側）

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年9月17日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年9月8日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（様式中「工事」を「業務」と読み替える（省略））。資格者証の写しを添付のうえ、管理技術者と照査技術者それぞれについて提出すること。）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成21年8月28日(金)から平成21年9月8日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年9月11日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年8月28日(金)から平成21年9月14日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434